

## 西宮市教育委員会警報発表時等措置検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 台風の接近等により西宮市に警報等（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条に規定する気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報並びに気象等の特別警報（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条に規定する気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報をいう。以下同じ。）が発表されることが予想される場合に、西宮市立の学校の管理運営に関する規則第8条第2項の規定に基づく臨時休業の必要性を検討するため、西宮市教育委員会警報発表時等措置検討会議（以下「措置検討会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 措置検討会議は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 議長は教育長を、副議長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号）第2条第1項第2号に定める教育次長をもって充てる。
- 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (招集)

第3条 措置検討会議は、議長が必要に応じてその都度招集する。

### (学校園への通知)

第4条 措置検討会議は、警報等の発表が明らかに予想される場合において、当該予想される日に市立学校園について臨時休業の必要性があると判断したときは、当該予想される日の前日13時までに市立学校園にその旨を通知する。

### (事務局)

第5条 措置検討会議の事務局は、学校支援部学事課に置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、措置検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和6年1月1日から実施する。

### 別表（第2条関係）

|          |
|----------|
| 教育長      |
| 教育次長     |
| 教育総括室長   |
| 学校支援部長   |
| 学校教育部長   |
| 教育総務課長   |
| 学事課長     |
| 学校教育課長   |
| 学校保健安全課長 |